

萩市薪ストーブ整備事業補助金交付要綱

制定 令和5年3月31日

改正 令和5年11月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩市に豊富に存在する森林資源の活用を図るため、薪ストーブの設置を促進し、市内の薪需要を拡大することを目的として、薪ストーブを取得し設置する者に対し交付する萩市薪ストーブ整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、薪を主燃料として使用するストーブ（以下「薪ストーブ」という。）を取得し、市内に所在する自ら所有する住宅等又は事業所に設置する事業とする。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額は別表に掲げるとおりとする。

(交付申請及び交付決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は補助対象事業の着手前に、交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費の内訳が明記されている見積書
- (2) 設置する薪ストーブのカタログ等の写し
- (3) 個人情報の提供に係る承諾書
- (4) 本店又は主たる事業所の登記簿の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は前項の申請があったときは、申請書類の審査を行い、適当と認める場合にあっては補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、交付

決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。また、適当と認められない場合にあつては、不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 補助金の交付は、補助対象事業を実施する年度の予算の範囲内において行うものとする。

（事業の内容の変更及び変更交付決定）

第5条 申請者は、前条第2項の交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更承認申請書（別記第4号様式）に前条第1項各号に掲げる書類のうち変更内容が分かるものを添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、申請書類の内容を審査し、前条第2項の規定により通知した交付決定額を変更する必要があると認めるときは、変更交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。また、適当と認められない場合にあつては、変更不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。
- 3 交付決定を受けた補助対象事業の内容を変更する場合は、前項の規定による補助金の変更交付決定の前に着手してはならない。

（軽微な変更の範囲）

第6条 前条第1項ただし書の市長が定める軽微な変更は、別表に掲げる重要な変更以外の変更とする。

（事業の中止）

第7条 申請者は、第4条第2項の交付決定又は第5条第2項の変更交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときは、事業中止届（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第8条 申請者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して20日以内又は第4条第1項の申請をする日（以下「申請日」という。）の属

する年度の3月15日のいずれか早い期限までに、完了報告書（別記第6号様式）に次に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る支払を証する書類の写し
- (2) 補助対象事業着手前及び、完了後の外観、施工箇所等が確認できるカラー写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（完了検査及び額の確定）

第9条 市長は、前条の完了報告書の提出があったときは、提出書類の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、確定通知書（別記第7号様式）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第10条 前条の確定通知を受けた申請者は、交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の交付請求書の提出があったときは、当該請求に係る補助金を申請者に交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 申請書及び提出書類の内容に偽りがあったとき
- (2) その他市長が補助金の交付を不適切と認めたとき

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し、交付決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期間を定めて当該取消しに係る補助金の返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた者は、事業の完了日から起算して6年が経過する日までの間、補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）を市長の承認を受けないで譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(帳簿類の保管)

第14条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る関係書類を整備し、前条の規定による取得財産の処分の制限を受ける期間が終了するまでの間、保管しなければならない。

(交付を受けた者の責務)

第15条 補助金の交付を受けた者は、市内の森林から生産された薪を主燃料として使用し、市内の森林資源の利用拡大に貢献するように努めるものとする。

(協力の要請)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて当該薪ストーブの利用状況等の情報提供を求めることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

別表

補助対象者	次のいずれにも該当する者 ・ 市内に住所を有する個人（事業の交付決定後1年以内に市内に居住する予定のあるものを含む。）又は市内に本店又は主たる事業所がある事業者（事業の交付決定後1年以内に事業所を設立する事業者等を含む。） ・ 補助対象経費について他の市補助金の交付を受けていない者 ・ 補助金の目的を理解し、萩市産の薪を利用する意思のある者 ・ 市税等の滞納がない者 ・ その他市長が適切と認める者
補助対象経費	薪ストーブの取得及び設置に係る費用 ※ 消費税及び地方消費税を除く。
補助金の額	補助率：1/2以内 上限：50万円/台 ※ 補助金の交付額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
重要な変更	次のいずれかに該当するもの ・ 交付決定額の増額 ・ 設置する薪ストーブの仕様の変更 ・ 薪ストーブ設置場所の変更